

とっておきの音楽祭 in 名古屋実行委員会 会則

(名称)

第1条 本会は、「とっておきの音楽祭 in 名古屋実行委員会」(以下、「当委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 当委員会は、障がい者と共に創り上げるイベント、とっておきの音楽祭 in 名古屋(以下、「当音楽祭」という。)を実施することにより、名古屋の魅力を継続的に発信し、市民等の障がい者への意識や関心をより一層深めることに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 当委員会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 当音楽祭開催に係る企画立案、調整、実施に関すること。
- (2) 当音楽祭開催に係る広報活動などに関すること。
- (3) 当音楽祭における市民、企業等との協働に関すること。
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 当委員会への参加申し込み方法については以下のように定める。

- (1) 当委員会の目的に賛同し申込を行い、承認された場合
- (2) その他、役員が認めた者

(役員)

第5条 当委員会に次の役員を置く。

- (1) 実行委員長 1名
- (2) 副実行委員長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 顧問 1名

2 第1項に定める役員は会員の互選により選出する。

3 役員の内任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

第6条 実行委員長は、本会を代表し、その事業を総括する。2 副実行委員長は実行委員長を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。3 監事は、当委員会の会費、その他事業にかかわる財産を管理する。監事に限り、当委員会以外の専門会社に権限をゆだねることができるものとする。4 顧問は役員全てを補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(総会)

第7条 本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業の変更
- (3) 事業報告及び収支決算
- (4) 役員を選任または解任
- (5) 解散
- (6) その他会の運営に関する重要項目

3 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 第2項に定める議決は出席者の過半数の承認を以て決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(変更)

第8条 この会則は、総会において、出席者の過半数の承認がなければ変更できない。

附則

1 この会則は、令和2年12月9日から施行する。

(修正：令和4年3月1日 会員 第4条 内容追加)